令和８年８月５日

新潟地方最低賃金審議会専門部会公益委員見解

新潟地方最低賃金審議会専門部会長　長谷川　雪子

１　はじめに

令和８年度の新潟県最低賃金の改正については、令和８年７月 29 日以来、本日に至るまで４回の会議を開催し、労使双方の委員から、改定額の根拠等について真摯な議論が展開されるなど、十分な審議を尽くしたところである。

しかしながら、労使意見の隔たりは大きく一致には至らず、公益代表委員として見解を示すこととした。

２　労働者代表委員の意見

（１）　最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される目安額を尊重しつつも、最低賃金法第 9 条の 2「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」に則って審議する。

（２）　生計費について、最低賃金は憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が確保できる水準であるべきで、昨今の物価上昇は生計費への影響が大きく、令和 7 年年間の実質賃金がマイナス 3.8%であったことを踏まえれば、生活改善に資する引上げが必要と考える。

今年に入り物価は落ち着きをみせているものの、日本銀行「経済・物価情勢の展望（2026 年 4 月）」では、2026 年度の物価予想は 2%台後半とされていることから、予断を許さない状況にあると考える。

（３）　賃金について、2026 春季生活闘争では、前年を上回る回答・妥結結果となり、全体の引上げ額（加重平均）は、連合新潟結成以来の最高を更新した。2022 春季生活闘争以降、賃上げの裾野は着実に広がっており、この賃上げの流れを、最低賃金や最低賃金近傍で働く労働者に広げていくことが重要である。一方、令和 7 年賃金構造基本統計調査では、新潟県の賃金額は関東甲信・中部地区で最も低いとされている。こういった実態で、働く地域、住み続ける地域として新潟県が選択されるのか、

しっかり考える必要がある。昨年、全国平均との金額差は 1 円拡大した。引上げに際しては、最低賃金の地域間の金額差（新潟県と全国加重平均で 71 円差）の改善も図る必要がある。

（４）　企業の賃金支払能力については、通常の事業の賃金支払能力で検討すべきであるところ、日本銀行新潟支店や新潟財務事務所から公表されている資料では、新潟県の経済情勢は緩やかに持ち直しているとされていることに加え、人材確保における水準（初任給や相場観）として、毎月勤労統計調査地方調査結果からは、所定内給与額を所定内労働時間で除して算出しても安定して 1,200 円を超えている状況で、現在の新潟県最低賃金は大幅に下回っており、引上げによる影響は懸念されない。

（５）　以上から、今年度の引上げ額については、毎月勤労統計調査地方調査結果の令和 7 年新潟県実質賃金（現金給与総額）のマイナス 3.8%を解消すること、日本銀行「経済・物価情勢の展望（2026 年 4 月）」では 2.8～3.0 の物価予想であること、さらには日本成長戦略および骨太の方針で物価を 1%程度上回る賃金上昇を賃上げノルムとして定着させるとなっていること、この 3 点は合計で 7.6%であることから、1,050 円に同率を掛けて算出した 79.8 円を切り上げした 80 円とし、1,130 円にすることが望ましい。その後、個別折衝を重ね再考した結果、毎勤統計事業規模５人以上・就業形態パート・令和８年１月～４月の平均が 7.4%であることから、1,050 円に同率を掛けて算出した 77.8 円の端数を切り下げて 77 円引上げた 1,127 円が適当と考える。

３　使用者代表委員の意見

（１）　最低賃金も含め賃金を継続的に引き上げることは経営者にとって重要課題と考えるが、その為には生産性の向上の裏付けが必要である。

（２）　「最低賃金」は、罰金を伴い一律強制適用されるものであり、経営判断や労使交渉による賃上げとは意味合いが全く異なるものであることから、最低賃金法の趣旨を踏まえ、法の定める三要素について、客観的なデータに基づき、合理性、納得性のある最低賃金額がいくらであるのか、十分に検討を重ねたうえで議論に臨む。

（３）　生計費については、現行最低賃金で 1 カ月働いた場合でも、新潟県の人事委員会の標準生計費に総合物価指数の上昇率と税・社会保険料負担に加え、余裕分を加味した金額を上回っており、加えて、新潟市における令和 7 年 10 月から令和 8 年 5 月までの物価上昇率（持家の帰属家賃を除く総合）は 1.5%と低下しているところ、政府の物価高騰対策の継

続や、中低所得者の飲食料品の消費税率を実質 0 とする政策の実施により実質的な家計の負担は軽減されることが見込まれる。

（４）　賃金については、新潟県の４月の毎月勤労統計調査の所定内賃金の上昇率や、県内商工会議所や日本商工会議所・東京商工会議所の賃上げに関する調査結果によれば、地方企業の賃上げ率は最も高いもので 4.2%となっており、うち地方の小規模企業では、3.56%となっている。

（５）　これらの調査結果は、各企業において、地域内の労働者の生計費や賃金水準、自社の支払能力が総合的に勘案された結果であり、これを重視する。

（６）　通常の事業の賃金支払能力については、日本銀行新潟支店「新潟県企業短期経済観測調査」では、業況 DI の先行きは「悪い」超幅が拡大し、今年度下期の経常利益もマイナス幅が拡大するとされ、新潟財務事務所の「法人景気企業景気予測調査」でも経常利益がマイナスとなっているほか、県内主要商工会議所や経済研究機関などの調査でも、先行きの収益状況は厳しい見方が示されている。

（７）　これらの調査結果に加え、県内企業の価格転嫁率が 40%程度に留まっているとの調査結果や、中東情勢悪化の影響、県内企業の労働分配率が 81.6%で全国 5 位と高いことも考慮すべきである。

（８）　県内では中小・小規模事業者が大部分を占める一方で、最低賃金は大企業の賃上げ率を大きく上回る引上げが続いている。そうした中で、信用調査機関の調査によれば、人件費などのコスト上昇が要因の一つとみられる県内の倒産件数や休廃業・解散件数が高水準となり、新潟労働局の統計では、パートタイマーの求人数の前年割れが続く傾向が、最低賃金が大幅に引上げられるようになった令和 5 年度から顕著となっていることから、最低賃金の引上げがこうした事象と関連している可能性について強い懸念を有している。

（９）　以上から、使用者代表委員は、各商工会議所の賃上げに関する調査結果や、新潟労働局の「定例雇用情報令和 8 年 6 月分」において常用的パートの求職者希望賃金の平均が 1,090 円（現行最賃比＋40 円）となっていることなどにもとづき、32 円から 44 円まで（3.0%から 4.2%まで）の引上げが適当と考えるところであり、これを上回る引上げ額については、可とする責任を共有できるものでないことから、賛成することができない。

（１０）　なお、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備については、地方のこうした事業者に政府などの支援が十分届いていない実情を踏まえ、特に地方の中小・小規模事業者に配意し、生産性向上や事業

の継続など、賃上げの原資確保につながる取組の強化を求めるべきである。

４　公益委員見解

本年度の新潟県最低賃金額の改正に際して、中央最低賃金審議会の公益委員見解に示している「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後も地方最低賃金審議会で審議を行うべきである」と合意されたことを踏まえ議論を重ね、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第９条第２項の３要素を考慮した審議を行ってきた。

（１）　賃金

連合新潟の 2026 春季生活闘争集計結果を見ると、新潟県内の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率（規模計）は 前年を上回る賃上げとなっており、この他の集計数値でも同様となっている。また、賃金改定状況調査結果では、第４表における賃金上昇率（Ｂランク計）が昨年より 0.5%上昇した 3.4%であった。この第４表は目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

（２）　労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数のうち、実際に負担しない持家の帰属家賃を算入する「総合」ではなく、実生活における支払に近い「持家の帰属家賃を除く総合」を見ると、令和 7 年 10 月から令和８年５月までの新潟市における対前年同月比は 1.5%（全国 2.1%）で昨年 9 月の 3.5%（全国 3.4%）を下回っている。しかしながら、新潟市消費者物価指数の生鮮食品（生鮮魚介類・生鮮野菜・生鮮果物）を除く総合指数は前年同月に比べ 1.5%の上昇と物価上昇の影響をより強く受けている。また、新潟県の毎月勤労統計調査によると実質賃金指数（決まって支給する給与）では、令和 7 年 10 月から令和 8 年 5 月までの前年比の平均はマイナス 0.2%と実質的な賃金は低下している。

以上のように実質賃金が増えない中では、収入に対する生活費の割合が高い最低賃金近傍の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

（３）　通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

令和８年６月に日本銀行新潟支店から発表された「新潟県の金融経済動向」には、「県内景気は、原材料高の影響などを受けつつも、持ち直している。」と示されている。さらに「新潟県企業短期経済観測調査」では業況判断 DI は「良い」超幅が拡大し、製造業、非製造業ともに「良い」超幅が拡大した結果が出ている。

新潟県景気動向指数（令和 8 年 5 月分）では、５月の CI は、先行指数では前月差 0.4 ポイント上昇し、3 か月連続で上昇となったと示され、企業の景況感については、改善はみられる。

令和８年６月に新潟財務事務所から発表された「法人企業景気予測調査結果」における「企業の景況判断」については、令和 8 年 10 月から 12 月見通しでは＋1.7 とプラスに転じている。

新潟県における価格転嫁の状況について帝国データバンクの調査によると、コスト上昇分を「多少なりとも価格転嫁できている」と回答する企業は 79.8%、「全く価格転嫁できない」と回答する企業は 9.9%という調査結果が出ている。しかしながら、価格転嫁率は 42.9%にとどまり、約 6 割は企業負担が実態との調査結果も出ていることから、いまだ不十分な状況にあると考えられる。

なお、賃金改定状況調査の第４表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。

資金繰りで見た場合、中小企業基盤整備機構が令和 8 年 6 月に発表した「中小企業景況調査」では令和 8 年 4－6 月期の資金繰り DI はマイナス 13.4 と横ばいとなっており、新潟県中小企業団体中央会が実施した「新潟県中小企業団体情報連絡員調査」では令和 8 年の資金繰り DI は 4 月―6 月の平均とするとマイナス 20 ポイントと苦しい状況が認められる。

（４）　総合的判断

以上から、（１）賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は全国的にも新潟県内においても前年同水準の水準が実現していることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第４表①②における賃金上昇率は、令和７年を大幅に上回る状況であり、Ｂランクの男女計及び一般・パート計の数値は 3.４％となった。（２）労働者の生計費については、物価上昇率は昨年より鈍化しているものの、日常生活に密接な物価は依然として上昇しており、新潟県の実質賃金も低下している。このため、最低賃金近傍で働く労働者の生活は、依然として厳しい状況にあると考えられる。（３）通常の事業の賃金支払能力については、景況感には改善がみられるものの、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保する上で重要な価格転嫁は依然として十分とはいえず、賃上げ原資の確保はなお課題となっている。また、第４表と春季賃上げ妥結状況との差から、小規模事業者の賃金支払能力は相対的に低い可能性がうかがえる。最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての事業者に法的強制力をもって適用される制度であることを踏まえると、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらの論点をめぐり、労使委員から本部会に提出された各種統計資料及び労使双方の具体的な主張を踏まえると、双方の見解は、それぞれ十分な合理性を有するものと受け止めることができる。しかしながら、労使双方が歩み寄りに向けて真摯な努力を重ねたにもかかわらず、全会一致には至らなかった。

このため、公益委員としては、上記の「賃金」「労働者の生計費」「通常の事業の賃金支払能力」の 3 要素に加え、「日本成長戦略」等において示された地域間格差の是正という観点も踏まえ、これら 4 点について労使双方の主張を検討した。これらを踏まえ、労使の最終提示額である 63 円と 44 円について、その根拠となる双方の主張を総合的に勘案した結果、引上げ額を 58 円とした。

なお、EU 指令では、最低賃金の適正な水準を評価するための参照指標の一例として、平均賃金の 50%が示されている。この 58 円は、「令和 7 年賃金構造基本統計調査」における現金給与額と年間賞与等を合算して時給換算した平均賃金の 50%である 1,098 円が、今年度の「賃金改定状況調

査結果」第 4 表②における B ランクの一般労働者及びパートタイム労働者の令和 7 年及び令和 8 年の平均賃金上昇率（3.15%）で推移すると仮定した場合に、最低賃金が 2 年後に当該 50%水準に概ね近づくこととなる引上げ額でもあるという議論も検討した。しかし、平均賃金の 50%は最低賃金の適正な水準を評価する際の参照指標の一例にすぎず、その適正な水準については、さらなる検討が必要である。よって、上記の総合的判断を採用した点を付言する。

5　政府等への要望

中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げを実現できる環境を整備するためには、特に地方の事業者に十分配意しながら、生産性向上の支援、価格転嫁対策の徹底、官公需における適切な対応等を通じて、賃上げ原資の確保につながる取組を継続的に実施することが重要である。

このため、生産性向上や経営基盤強化への支援については、生産性向上や事業成長のみならず、事業継続に向けた経営支援のさらなる強化と周知を図るとともに、賃上げ関連施策を含む各種助成金・補助金について、補助率・助成率の引上げ、要件緩和、申請手続の簡素化及び相談・支援体制の強化を行うよう強く要望する。

また、価格転嫁対策については、令和 8 年 1 月に施行された中小受託取引適正化法（以下「取適法」という。）及び受託中小企業振興法の着実な執行に向け、行政の執行体制の強化と制度のさらなる周知徹底を図ることを要望する。加えて、取適法の対象外となる取引についても、独占禁止法上の告示や知的財産権等の適切な取引に関する指針の周知・遵守を徹底し、取引適正化に向けた実効性ある対応を進めることを要望する。あわせて、消費者に対しても価格転嫁への理解醸成に取り組むことが重要である。

官公需においては、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の着実な実行に加え、価格基準の見直し、取組状況の見える化、地方公共団体に対する伴走支援等を推進し、価格転嫁及び取引適正化を一層強力に進めることを要望する。また、年度途中に最低賃金額が改定された場合においても、受託事業者が最低賃金の履行確保に支障を来すことがないよう、発注時における十分な配慮を求める。

さらに、いわゆる「年収の壁」への対応として、事業主に対する支援策の拡充や、令和 8 年 4 月から開始された被扶養者の新たな認定方法について、円滑な運用が図られるよう必要な支援を行うことを要望する。

加えて、地方自治体や商工団体等が実施する、中小企業・小規模事業者の

持続的な賃上げ環境整備に向けた取組に対し、財政面及び人的体制面からの支援を充実することを要望する。

**　あわせて、最低賃金審議の更なる充実に向け、中央及び地方の最低賃金審議会において指摘されている企業の支払能力に関する指標不足等の課題を踏まえ、各種調査・統計の拡充や分析の高度化を進め、審議に必要なデータ基盤を強化することを要望する。**